

令和３年度下半期 医療事故の公表について

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の社会的な説明責任を果たし、運営の透明性を高め、地域の医療に対する信頼と、医療の安全管理に資するため、患者さんのプライバシーにも充分配慮しながら、「医療事故公表基準」の公表の基準に基づいて、公表を行うことにしております。

令和３年度下半期に発生した公表の基準に該当する「レベル３ｂ」に該当するものは次のとおりです。

今後とも、安全な医療を提供するために積極的に事故防止対策に取り組み、地域の皆様に信頼される病院を目指して努力してまいります。

- 日本海総合病院医療事故公表基準 別紙
（日本海酒田リハビリテーション病院はこの基準を準用）

- 令和３年度下半期の医療事故

日本海総合病院	なし
---------	----

日本海酒田リハビリテーション病院	なし
------------------	----

日本海総合病院医療事故公表基準

1 公表の意義

医療事故の公表は患者のプライバシーや人権への配慮の観点から、個人の医療情報を公にするという意味では課題を包含するものである。

しかしながら、本院が医療事故の内容、原因、改善策等を積極的に公表することは、社会的な責任義務を果たすとともに、病院運営の透明性を高め、住民の医療に対する信頼と、医療の安全管理の確保に資するものである。

2 医療事故等のレベル

患者への影響の大きさに応じて、医療事故等のレベルを以下のとおり分類する。

区分	内 容
レベル0	間違ったことが実施される前に気づいた事例
レベル1	実施されたが、患者への実害はなかった (何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
レベル2	処置や治療は行わなかった (患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)
レベル3a	簡単な処置や治療を要した (消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)
レベル3b	濃厚な処置や治療を要した (バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
レベル4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
レベル4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
レベル5	死亡

3 公表の基準

医療事故は原則として以下の基準により公表する。

- (1) レベル4a～5に相当する誤った医療を行った医療事故は、個別に公表する。
- (2) レベル3bに相当する誤った医療を行った医療事故は、包括的に公表する。
- (3) その他、公表することの社会的意義が大きい事例や、病院運営上又は社会的に重大な影響を与える事例については、個別に公表する。

4 公表の手続き等

- (1) 個別公表は、病院長が、医療事故調査委員会の協議に基づき、その都度公表する。
- (2) 個別公表の内容は、原則として次の項目とし、事前に患者又は家族に公表内容を充分説明し、その意向を踏まえた上で公表する。

ア 事故の概要(時期、場所、状況、)

イ 今後の対策と改善状況

ウ その他必要な事項

- (3) 包括的公表は、年2回、半期ごとに事故の件数や概要、改善策等を取りまとめ、医療事故調査委員会での協議を経て、プライバシーに充分配慮しながら公表する。

5 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は平成25年9月17日から施行する。